

南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

平成17年8月1日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、国の社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づき、耐震診断を行った既存木造住宅の耐震改修設計を含む耐震改修工事又は新築の設計を含む建替え工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次の要件を備えていなければならない。
 - ア 個人が所有する木造在来軸組工法の住宅で、かつ、その個人が居住しているもの
 - イ 長屋、共同住宅以外のもの
 - ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - エ 階数は2階建て以下のものであること。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断
- (3) 総合評点 木造住宅耐震診断による総合評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。
- (5) 建替え工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を除却し、同一敷地内に新たに住宅を新築することをいう。
- (6) 耐震改修設計 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上にする設計をいう。
- (7) 省エネ基準水準 住宅若しくは建築物又はその部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、市内に住所を有し、木造住宅耐震診断を行った既存木造住宅を所有する者とする。ただし、市税を滞納している者は対象者から除く。

(補助対象工事等)

第4条 補助金の対象は、次の各号いずれかに該当するものとする。ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に存する既存木造住宅について行う同一敷地内への建替え工事を除く。

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事
- (2) 新築の設計及び建替え工事（建替えにより新築される住宅が、省エネ基準水準となるものに限る。）

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された既存木造住宅について行う耐震改修設計及び耐震改修工事に係る経費
 - (2) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された既存木造住宅について行う建替え工事に係る経費
- 2 既存木造住宅1戸あたりの補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 耐震改修工事を行う場合にあつては、耐震改修工事費の全額とし、125万円を限度とする。
 - (2) 前号に掲げる補助金の交付に当たっては、あらかじめ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた補助額とする。
 - (3) 建替え工事を行う場合にあつては、既存木造住宅に対し耐震改修工事を実施した場合に要する耐震改修工事費の全額とし、125万円を限度とする。
- 3 前項で定める補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添え市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、次に掲げる事項に該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)に別に定める書類を添え市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 耐震改修工事等に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに木造住宅耐震改修補助事業計画遅滞等報告書(様式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第6号)により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、木造住宅耐震改修補助事業計画廃止(中止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第9条 申請者は、耐震改修工事等に着手したときは、木造住宅耐震改修補助事業着工届(様式第8号)に着工の状態が確認できる写真を添え市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書(様式第9号)に別に定める書類を添え市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告書の提出を受けた場合は、申請に係る書類を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知す

るものとする。

(補助金の請求等)

第12条 申請者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の受領について、申請者が工事の契約を締結した施工業者に委任する場合(以下この条において「受領委任払」という。)は、木造住宅耐震改修事業費補助金受領委任払請求書(様式第12号)によるものとする。

3 受領委任払により工事の契約を締結した施工業者に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第15条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

3 公布の日から平成23年3月31日までの間において第6条第2項の規定により補助金の交付の決定をする場合における補助金額は、第5条の規定にかかわらず、同条により算出した補助金額に、1棟当たり、対象経費(第5条の対象経費をいう。以下この項において同じ。)に相当する額から補助金額を除いた額(設計及び補強計画費に関する費用に相当する額が補助金額を超える場合にあっては、対象経費に相当する額から当該補助金額と当該超える額との合計額を除いた額)又は30万円のいずれか小さい額を加えた額とする。

4 前項の期間内に第6条第2項の規定によりされた補助金の交付の決定に係る第10条第1項の木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書の提出期限は、同条第

2項の規定にかかわらず、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は平成24年3月30日のいずれか早い期日とする。